

質問・回答書

件名 竜王町災害ハザードマップ作成業務

入札執行日 令和8年8月21日 (金)

質 問 事 項	質 問 回 答
第2章 業務内容 ハザードマップ仕様 (2) 災害ハザードマップ（地図データ）の内容 イ) 背景地図（基図）の作成 について ① 仕様書には、国土地理院の測量成果を用いた背景地図作成が認められております。 一方で、「使用する背景地図には、直近3年以内（令和5年以降）に竜王町内全戸を対象として現地調査・調整を行った地図情報を使用し、それを証明できること」との記載があります。国土地理院の測量成果を使用する場合、この条件を満たすことはできませんが、国土地理院の測量成果を使用する場合は、当該証明は不要との認識でよろしいでしょうか？ ② 仕様書には、「（資料の貸与および返却）に記載の貸与資料以外、防災マップに記載する目標物等（警察署、消防署、医療施設、アンダーパス、交差点名称等の主要な目標物）については発注者と受注者が協議の上決定するが、原則受注者が資料および情報を準備するものとする。」と記載されています。 一方で、「各マップの縮尺、掲載範囲、掲載位置および表示する地物については、発注者より貸与する資料を用い、発注者と協議の上決定するものとする。※主な地物：行政界、町丁目界、道路、鉄道、町役場等公共施設、学校、交番、駐在所、消防署、その他必要とされる公共物等」と示されています。 上記を踏まえ、災害ハザードマップに掲載する地物に関する資料および情報については、協議の上決定し、発注者様よりご提供いただけるとの認識でよろしいでしょうか？	①国土地理院の測量成果を使用する場合は、不要です。 ②防災マップに記載する目標物等は、主にどの施設等を防災マップに掲載、標示するか、の判断を協議の上決定するものとしています。ただし、目標物自体の情報（防災マップに掲載すべき目標物はどのようなものがあるか、という情報や座標等の位置データ等）は受注者が必要に応じて準備するものとしています。なお、掲載する地物等において、発注者が情報を持っている場合は提供します。